

議案第 5 号

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 4 年 3 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する等の措置を講ずる必要があるため、本条例について所要の改正を行うもの。

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条第3号中「第2号」を「前号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 3,840円

ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 6,400円

ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 10,240円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 12,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した世帯 1,320円

ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した世帯 2,200円

ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した世帯 3,520円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 4,400円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第21条の3中「(昭和57年法律第80号)」を削る。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第10項及び第12項から第16項までの規定中「第2

1条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項、第4項、第6項、第10項及び第12項から第16項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の長与町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。